

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和3年（2021年）12月2日（諮問第215号）

答申日：令和5年（2023年）2月22日（答申情第174号）

事案名：熊本県民生委員児童委員協議会収支予算書等の開示決定（文書の特定）及び不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、熊本県民生委員児童委員協議会収支予算書等について、令和3年（2021年）7月27日に行った開示決定及び不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和3年（2021年）7月14日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下の内容の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
2019年度から2021年度における
①熊本県からの民生・児童委員関係に対する支出の明細（活動手当、市町村民児協への補助金、県民児協への補助金）
②熊本県民生委員児童委員協議会（以下「県民児協」という。）の予算・決算書（内訳のわかるもの）※2021年度については予算書
- 2 令和3年（2021年）7月27日、実施機関は、本件開示請求に該当する行政文書として別表1及び別表2に掲げる文書を特定した上で、別表1に掲げる文書については、その全部を開示する開示決定（以下「原処分1」という。）を行い、別表2に掲げる文書については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「原処分2」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和3年（2021年）9月6日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して原処分1及び原処分2を不服とする審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和3年（2021年）12月2日、実施機関は、本件審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人の審査請求の趣旨は、審査請求書によると、次のとおりである。

原処分1で開示された文書のうち、別表1⑭から⑱までの文書については、表題に「(案)」と記載のあるものではなく、決定された文書の開示を求める。

また、原処分2で不存在とされた文書のうち、別表2②の文書については、県民児協若しくは熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）より取得の上、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

別表1の文書のうち、⑱については、「(案)」の文字に取消線が引かれ、決定された予算書と推察されるものの、⑭から⑰までには「(案)」の記載が残っており、決定された予算書等とは判断できない。

県民児協の事務局は、事務委託を受けた県社協が担当しており、当該事務委託費を含めた県民児協の経費は、地方交付税を含む県や市町村からの公金で賄われている。また、県社協は、県の指導監督を受ける立場にあると考えられる。よって、県が県社協の持つ行政文書、特に公金を財源とする県民児協の予算書等を取得しておくことは、行政運営上必要なことである。

さらに、県民児協は、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）に定められた組織ではないものの、民生委員の強化活動や研修等を実施している。これらは、法第17条及び第18条に定められた民生委員の指揮監督、指導訓練という県の業務を実質的に代行しているものである。また、その費用も、公金で運営される市町村民生委員児童委員協議会から徴収した会費等で賄われている。これらを考慮すると、県は県民児協を指導監督する立場にあると解すべきであって、実施機関が県民児協の予算書等を取得していないことはあり得ないことである。

なお、県民児協は、決定された予算書等を内容に含む資料を作成して市町村民生委員児童委員協議会等に配布している。県も当該資料を保有しているのであれば、資料中にある予算書等を対象文書として特定し、開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

別表1⑭から⑱までは、県民児協の理事会にオブザーバーとして同席した時に取得した文書であり、理事会において修正されることなく決議された内容であることから、開示請求のなされた予算書等と同等のものと判断し、当該文書を対象文書として特定の上、全部開示決定を行った。⑱については、理事会で原案のとおり決議されたため、理事会に出席していた職員が、その場で「(案)」部分に取消線を加筆し削除したものである。なお、理事会で決議された後、「(案)」が削除された予算書等は、取得していない。

別表2②は、開示請求日時点では取得していなかったため、不存在の不開示決定を行った。また、当該文書の案は、令和3年(2021年)7月30日に取得した。

県は、県民児協の会則に定められている理事、監事のメンバーではなく、「(案)」が削除された予算書等を取得する義務はない。

また、県が指揮監督をする範囲は、法第17条により、民生委員個人であり、県が費用負担等を行う範囲は、法第26条により、民生委員個人、市町村設置の民生委員推薦会、区域ごとの単位民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関するものと定められている。任意団体である県民児協は、県の指揮監督、指導訓練及び費用負担の範囲に含まれていないため、県は県民児協の予算書等を取得する法的義務はなく、また業務遂行上の必要性もない。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、原処分
の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 県民児協について

法第20条に基づき、民生委員は市町村の一定区域ごとに民生委員協議会(以下「単位民児協」という。)を組織しなければならないとされている。

県民児協は、県内の単位民児協により構成され、民生委員・児童委員活動に関する事項についての研究協議や民生委員相互の連絡連携と意思の疎通、活動体制を強化し、社会福祉の増進に期することを目的とする任意団体である。

なお、県民児協は、事務局業務を県社協に委託している。

2 法に基づく県の業務について

民生委員の指導監督に関し、法第17条では、「民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。」とされているほか、法第18条では、「都道府県知事は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない。」とされている。

また、民生委員関係の費用負担について、法第26条では、「民生委員、民生委

員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県が負担しなければならない。」と定められている。

3 原処分1の妥当性について

審査請求人は、原処分1で開示された文書のうち、別表1⑭から⑱までの文書については、表題に「(案)」と記載のあるものではなく、決定された文書の開示を求めている。

そこで、実施機関が、原処分1に係る対象文書として、別表1⑭から⑱までの文書を特定したことの妥当性について、以下検討する。

(1) 実施機関が県民児協の予算書等を保有する必要性について

審査請求人は、実施機関が県民児協の事務局を務める県社協を指導・監督する立場にあるため、県社協が保有する県民児協の予算書等を取得しておくべき旨主張している。

しかし、県社協は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づいて設置された社会福祉法人であり、その指導監督は、同法の規定に基づき、主たる事務所の所在地である熊本市が行っている。

また、審査請求人は、法に基づき、県が行うべきとされている民生委員の指揮監督や指導訓練の業務を県民児協が実質的に代行していること、また、その費用も公金を財源とする単位民児協から徴収した会費等で賄われていることを理由に、実施機関が県民児協の予算書等を取得しておくべき旨主張している。

この点について、実施機関に確認したところ、法に基づく民生委員への指導研修等は、県が直接又は県社協への委託により実施しており、県民児協が県の業務を代行し、又はその費用を負担している事実はないとのことであった。

なお、実施機関の説明によると、県は、国からの地方交付税を財源とする単位民児協への補助を実施している。しかし、この補助は、単位民児協内での研修費や物品購入費などの活動費をその対象経費としており、また、補助金の実績報告も、単位民児協が市町村を通じて行っており、県は市町村及び単位民児協からの提出書類により確認しているとのことであった。

これらの状況からすると、法に定められた民生委員及び単位民児協に係る業務を遂行する上で、実施機関が県民児協の予算書等を保有する必然性はないものと思料される。よって、当該文書を取得する必要性はないという実施機関の説明は、首肯し得るものである。

(2) 文書の特定について

原処分1において開示した、別表1⑭から⑱までの文書は、実施機関が県民児協の理事会にオブザーバーとして出席した時に受領したものである。

実施機関の説明によると、文書の表題に「(案)」と記載されているものの、理事会において修正されることなく決議された内容であることから確定されたものと認識しており、本件開示請求において請求された予算書等と同等のものと判断し、文書の特定を行ったということであった。

すなわち、実施機関は、県民児協の決定された予算書等は保有していなかったものの、「(案)」と記載のある予算書等は保有しており、かつ、それらの文書が、理事会で承認されたことを確認したと認められる。したがって、実施機関が、本件開示請求に応えるため、保有する行政文書のうち請求趣旨に合致するものとして、当該文書を特定したこと、特段不合理な点は認められない。

また、審査請求人は、口頭意見陳述において、県民児協が、決定された予算書等を内容に含む資料を作成して市町村民生委員児童委員協議会等に配布しており、県も当該資料を保有しているのであれば開示をすべき旨の主張をしている。

この点について、実施機関に確認したところ、審査請求人の主張に該当する資料として「熊本県民生委員児童委員協議会関係資料集」が推定されるということであった。当該資料には、県民児協の会則・各種規定のほか、発行年度の事業計画・収支予算、前年度の事業報告・収支決算に係る資料が掲載されているが、年度ごとに単位民児協の会長あてに配布されるものであるため、実施機関は保有していないということであった。なお、審議会においても、事務局職員をして県民児協事務局に確認させたところ、県民児協が実施機関に当該資料を配布した事実は確認できなかった。

(3) 小括

以上のことから、実施機関が、原処分1に係る対象文書として、別表1⑭から⑰までの文書を特定したことは、妥当であると認められる。

4 原処分2の妥当性について

原処分2において不存在とされた文書のうち、本件審査請求の対象となっているのは、別表2②「令和2年度熊本県民生委員児童委員協議会収支決算書」である。

実施機関に確認したところ、当該文書に関する決議は、令和3年度第1回熊本県民生委員児童委員協議会理事会において、文書審議により協議され、審議期間は、令和3年7月29日から同年8月19日までであったということであった。その際、実施機関は県民児協から、当該理事会を書面で開催する旨の通知文と併せて、当該文書の案を同年7月30日に受領したということであった。

また、県民児協の決算は、熊本県民生委員児童委員協議会会則第10条に基づき、県民児協が実施すべきものであり、県が関与するものではなく、当該理事会

開催以前に当該文書を取得することはないとのことであった。

よって、当該文書を取得していなかったという実施機関の主張に特段不自然、不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、実施機関が当該文書を保有していないのであれば、県民児協又は県社協から取得の上開示すべき旨主張している。しかし、条例第5条では「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。」と開示請求権について規定している。すなわち、条例上、開示対象となる文書は、実施機関が現実に保管、保存している文書であり、開示請求に基づき新たに文書を取得することが求められるものではないと解される。

以上のことから、原処分2において、実施機関が当該文書を不存在としたことは妥当である。

5 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

6 付帯意見

本件審査請求に際し、審査請求人から、当審議会に対して意見書が提出された。その内容中、審査請求人は、「知人の県職員から、情報開示請求をしている〇〇という人はどんな人か、という問い合わせがあった。」との話を同じ地域に住む友人から聞いたとしており、当該行為が熊本県個人情報保護条例に違反する行為である旨申し立てている。

この点について実施機関に確認したが、審査請求人に関する問い合わせがあったと認めるに足る具体的な事実を特定することはできなかった。しかしながら、そのような問い合わせがあったとすれば、個人の権利利益を侵害する極めて重大な問題であり、決して生じてはならない事態である。実施機関のみならず、当審議会を含め、個人情報の取扱いに携わる者全てが、個人情報の重要性を認識し、慎重かつ適切な対応に努めなければならないことを改めて確認する次第である。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和3年（2021年）12月2日	・ 諮問（第215号）
令和4年（2022年）11月4日	・ 審議
令和4年（2022年）12月1日	・ 審査請求人口頭意見陳述、審議
令和4年（2022年）12月23日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和5年（2023年）1月27日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 馬場 啓
会長職務代理者 徳永 達哉
委 員 甲斐 郁子
委 員 関 智弘
委 員 詫間 幸江

別表 1

記号	原処分 1 により開示された文書
①	要求内訳書令和 3 年度（当初予算）民生委員児童委員手当等（単県）
②	要求内訳書令和 2 年度（2 月補正予算 1）民生委員児童委員手当等（単県）
③	要求内訳書令和 2 年度（9 月補正予算 1）民生委員児童委員手当等（単県）
④	要求内訳書令和 2 年度（当初予算）民生員児童委員手当等（単県）
⑤	要求内訳書平成 3 1 年度（2 月補正予算 1）民生員児童委員手当等（単県）
⑥	要求内訳書平成 3 1 年度（当初予算）民生員児童委員手当等（単県）
⑦	要求内訳書令和 3 年度（当初予算）市町村民児協補助金等（単県）
⑧	要求内訳書令和 2 年度（当初予算）市町村民児協補助金等（単県）
⑨	要求内訳書平成 3 1 年度（当初予算）市町村民児協補助金等（単県）
⑩	予算科目検索 令和 2 年度 民生委員費 報酬
⑪	予算科目検索 平成 3 1 年度 民生委員費 報酬
⑫	予算科目検索 令和 2 年度 民生委員費 負担金補助及び交付金
⑬	予算科目検索 平成 3 1 年度 民生委員費 負担金補助及び交付金
⑭	令和 3 年度熊本県民生委員児童委員協議会収支予算書（案）
⑮	令和 2 年度熊本県民生委員児童委員協議会補正予算書（案）
⑯	令和 2 年度熊本県民生委員児童委員協議会収支予算書（案）
⑰	熊本県民生委員児童委員協議会令和元年度収支決算書（案）
⑱	熊本県民生委員児童委員協議会平成 3 1 年度収支予算書

別表 2

記号	原処分 2 により不存在とされた文書
①	県の県民児協への補助金に関する支出の明細
②	令和 2 年度熊本県民生委員児童委員協議会収支決算書